

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

令和6年8月8日

熊本国税局長

記

公売の 日 時	買受申込	令和6年9月2日	13時00分から
	期間	令和6年9月4日	13時00分まで
公 売 の 場 所		http://kankocho.jp	
公 売 の 方 法		インターネット公売による期間競り売り（物件情報PDFに記載する売却区分ごとに売却する。）	
最高価申込者決定の日		令和6年9月6日	10時00分
最高価申込者決定の場所		熊本国税局	
売 却 決 定 の 日 時		令和6年9月27日	10時00分
売 却 決 定 の 場 所		熊本国税局	
買受代金の納付期限		令和6年9月30日	14時00分
権 利 移 転 の 時 期		買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。	
危険負担移転の時期		買受代金の全額を納付した時です。	
権利移転に伴う費用		公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。	
公売財産上の質権者 抵当権者等の権利の 内容の申し出		公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を熊本国税局特別整理第一部門に申し出てください。 債権現在額申立書の用紙は、当 局 特 別 整 理 部 門にあります。	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件		国税徴収法第92条又は第108条に抵触しない者 農地については買受適格証明書の提出を要する場合があります。	
そ の 他 公 売 条 件 等		別添「インターネット公売に関し重要と認められる事項」のとおり	
公 売 財 産 の 表 示		物件情報PDFのとおり	
公 売 保 証 金			
見 積 価 額			